

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

団体名 仁淀川町

(単位: 百万円)

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
844	3,238	206	4,288

1. 一般会計等の財政状況

(単位: 百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの 繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	7,006	6,714	291	112	151	8,014	
一般会計等	7,006	6,714	291	112		8,014	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位: 百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足 額(実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計	1,050	1,042	8	8	70	—		
国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定	213	213	0	0	53	39	7	
老人保健特別会計	234	182	51	51	12	—	—	
介護保険特別会計	1,147	1,101	47	47	145	—	—	
後期高齢者医療特別会計	114	114	0	0	52	—	—	
簡易水道事業特別会計	140	139	2	2	93	595	355	
農業集落排水事業特別会計	67	65	2	2	57	481	400	
公営企業会計等 計				109		1,114	762	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。
4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位: 百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足 額(実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
高吾北公域町村事務組合(一般会計)	988	949	39	39	—	1,026	132	
〃 (養護老人ホーム特別会計)	158	114	44	44	—	—	—	
〃 (知的障害者更生施設特別会計)	185	157	29	29	—	—	—	
〃 (ふるさと市町村圏特別会計)	24	0	24	24	—	—	—	
〃 (特別養護老人ホーム特別会計)	1,450	1,356	94	94	—	563	563	公営企業会計
こうちんづくり公域連合(一般会計)	134	123	11	11	—	—	—	
高知県広域食肉センター事務組合(一般会計)	32	30	1	1	—	—	—	
林道桐見川白石川線等管理組合(一般会計)	12	12	0	0	—	—	—	
高知県市町村総合事務組合(一般会計)	5,236	5,219	17	17	—	—	—	
高知県市町村総合事務組合 (交通災害共済特別会計)	22	22	0	0	—	—	—	
高知県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	139	136	3	3	—	—	—	
高知県後期高齢者医療広域連合 (後期高齢者医療医療特別会計)	102,672	100,381	2,290	2,290	—	—	—	
一部事務組合等 計				2,552		1,590	289	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位: 百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に係る債務残高	当該団体からの 損失補償に係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
アブロス㈱	2	65	38	—	—	—	—	—	
㈱ソニア	△ 102	747	1,035	—	—	—	—	—	
㈱フードプラン	△ 16	△ 15	8	—	—	—	—	—	
(財)仁淀川町ふるさと体験センター	0	30	30	—	—	—	—	—	
(財)仁淀川町仁淀開発公社	0	25	10	—	—	—	—	—	
地方公社・第三セクター等 計			1,121						

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位: 百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	1,588	2,025	436
減債基金	300	221	△ 79
その他充当可能基金	1,639	1,628	△ 11
充当可能基金 計	3,528	3,874	346

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	4.52	2.60	△ 1.92	15.00	20.00	簡易水道事業特別会計	17.0	4.4	△ 12.60
連結実質赤字比率	5.79	5.15	△ 0.64	20.00	40.00	農業集落排水事業特別会計	11.9	21.7	9.80
実質公債費比率	17.6	15.7	△ 1.90	25.0	35.0				
将来負担比率	—	—	—	350.0					
財政力指数	0.19	0.20	0.01						
経常収支比率	88.5	86.9	△ 1.60						

(注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。

2. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 $\Delta 20\%$ である（公営競技は0%）。
4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。